

26. 尾張旭市

2009年9月24日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

尾張旭市長 谷口 幸治

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書回答

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答 (秘書課)

引き続き努力します。

- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

回答 (秘書課)

財政状況を考慮し、検討します。

- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

回答 (秘書課)

現行は考えておりません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答 (長寿課)

第4期高齢者保健福祉計画において、基準額を4,190円から4,005円に引き下げ、所得段階区分を6段階から7段階8区分に改正し、住民税非課税者に配慮しました。介護保険料の減免や軽減制度については、引き続き検討していく必要があると考えています。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答（長寿課）

収入が生活保護基準以下、他の扶養を受けていない、自宅以外に資産がない方に対し、訪問介護の利用料について10%の自己負担分から28%減額する制度を実施しています。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

回答（長寿課）

見直し後の要介護認定調査基準に従い、適正な介護認定に努めます。また、認定結果が非該当になった被保険者に対しては、「在宅福祉サービス」の利用や「介護予防事業」への参加を勧めるなど、支援に努めます。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

回答（長寿課）

介護制度の説明・介護サービスの内容・費用額・事業者名一覧などをまとめたパンフレットを活用・配布し分かりやすい説明を心がけます。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

回答（長寿課）

関係各機関にテキストを配布し、見直しについてのDVDを貸し出し、また、認定調査員をはじめ、居宅介護支援事業者を対象に「見直し」についての研修を実施し、適正な介護認定調査の周知を図ります。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答（長寿課）

特別養護老人ホームは平成20年度に60人定員の施設が開設され、当面の整備は予定していませんが、第4期高齢者保健福祉計画で計画しているグループホーム及び小規模多機能居宅介護については、国の「介護基盤緊急整備臨時特例交付金」を活用し、積極的に施設の整備を図ります。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答（長寿課）

市単独の財政支援は予定していませんが、ケアマネージャーをはじめとした、市内サービス事業者を対象とした研修会などの実施に努めています。

（2）高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

回答（長寿課）

週3回を限度に行っていた配食サービスについて、平成18年度から状況に応じ、週5回まで配食ができるように改めています。（費用1食 400円）

会食方式については、市は直接行っていませんが、ボランティア団体の協力を得て、社会福祉協議会で年1回実施しています。また、配食も月1回実施しています。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア．敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

回答（長寿課）

現在、下記のとおり外出支援施策として、日常生活でタクシーを利用される場合に基本料金相当分を助成しています。

- ①年度当初80歳以上の高齢者に対し、年24回を限度に助成券を交付
②①の対象者で、介護保険の要介護認定で要支援1以上の認定を受けており、市民税非課税世帯に属する高齢者に対し、年12回を限度に助成券を追加交付

イ．宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

回答（長寿課）

集会所やふれあい会館などで、ボランティアによるデイサービスとして開催している「ミニデイサービス」は、利用者、ボランティア双方の生きがいづくりや介護予防につながる事業であり、補助金の交付等を行い、その活動を支援しています。これは、①でご要望がありました閉じこもり予防や会食の機会にもなっています。平成20年度は、市内8か所で、延べ192回、3,072人の参加がありました。

また、高齢者の生きがいにつながる対策としましては、高齢者が無料で気軽に集まれる場として、市内15か所に「老人いこいの家」を設けています。また、市内3か所に高齢者趣味の作業所を設けています。その他、シニアクラブへの補助や支援、高齢者趣味クラブへの補助、ひまわり農園の整備などにより高齢者の生きがいづくりに取り組んでいます。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答（長寿課）

医師の意見書、認定調査内容から判断していますが、要介護1以上の場合はほとんどの方が該当になっています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答（長寿課）

個別に案内文を送付し、一昨年から該当者には、給付費通知に申請書を同封しています。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

回答（保険医療課）

尾張旭市においては、ひとり暮らし非課税者の方を対象として市単独助成をしております。厳しい財政状況のため、今のところそれ以上の助成等をすることは困難であると考えております。

- ②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

回答（保険医療課）

70歳から74歳の高齢者の自己負担割合の引上げについては、実質的に21年度末まで凍結されています。政権交代により、今後制度の見直しが行われると考えておりますので、国の見直しを見守ってまいりたいと思います。

- ③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

回答（保険医療課）

資格証明書の交付につきましては、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を納めていただけない方に対してやむを得ず行うものであり、一律に機械的に実施するものではなく、広域連合と市町村が十分に実情について検討を行った上で交付について判断するものと考えております。

- ④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答（保険医療課）

愛知県の行う福祉医療制度は、あらゆる制度を最大限活用した後になお残る自己負担分を助成する形で進めることとされており、後期高齢者医療制度に加入できる資格のある方につきましては、まずその制度をご利用いただき制度へのご加入をされてから、福祉医療制度をご利用いただくという考え方は、限られた財源の中で行う福祉医療制度の施策としては、当市としても十分に理解出来るところでございます。愛知県においては、全国トップレベルの福祉医療政策を行っており全国的にも類を見ない手厚い施策となっておりますが、後期高齢者医療制度加入を前提としたその他の福祉医療との兼ね合いは変更の周知不足などで後期高齢者医療制度へのご加入が任意になっている部分を十分にご理解いただいている部分もあろうかとの観点から、昨年、当市から愛知県市長会を通じ県へ要望したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

回答（健康課）

肺炎球菌ワクチンによって、慢性呼吸器疾患患者の肺炎による入院回数や死亡数の減少等の効果があるとも言われておりますが、その一方で、肺炎球菌性肺炎のうち、20%が菌血症を伴い、80%が菌血症を伴わないといわれております。この菌血症を伴わない高齢者の肺炎については、肺炎球菌ワクチンの効果が明らかではないとした報告もあります。

また定期予防接種としてのインフルエンザワクチンが間接的効果として、入院頻度や肺炎発症率、死亡率の減少としてのエビデンスがかなり存在すると言われています。

今後は市の公費助成による高齢者インフルエンザ予防接種の接種奨励をさらに推進とともに、厚生労働省における研究等の動向、予防接種の効果や医療費への費用対効果等考慮しながら、本市として肺炎球菌ワクチンによる公費助成について研究したいと思っております。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

回答（保険医療課）

子ども医療費助成の拡充につきましては、これまで多くのご要望があり、最近では本市の子育て支援施策の一つとして、平成18年度に未就学児まで、平成20年度には、小学校3年生まで現物給付で医療費無料制度を拡大いたしましたところです。ご要望の中学校卒業まで現物給付で窓口負担を無料にすることは、現時点で行っている入院分だけ償還払いする制度から大幅な拡大になり尾張旭市の財政状況から非常に難しい現状であります。限られた予算の中で拡大を行おうとすることは、事業の取捨選択が必要になってまいります。子育て支援が重要であることは十分承知しておりますが、どの事業からその費用の捻出ができるのか検討が必要です。今後におきましても引き続き検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

- ②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。
超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

回答（健康課）

妊産婦健診は平成21年度より、産前14回公費負担にて健診を実施いたしております。また厚生労働省が示しておりますように超音波検査4回、年齢制限なしにつきましては、現在前向きに検討しております。また産後の無料健診につきましては、今後市の財政状況、厚生労働省が示す考え方、各種子育て支援施策等を踏まえ、十分検討していきたいと思っております。

- ③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

回答（健康課）

ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度につきましては、大変財政が厳しく、今のところ助成する計画はございません。

- ④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

回答（教育行政課）

児童扶養手当の所得制限限度額、市町村民税非課税基準額等を参考に、近隣市町との均衡を図った基準(1.25倍)を設定しており、基準を超える場合においても一律に却下ではなく、校長の意見聴取等により認定するケースもあるため、現状では引き上げの予定はございません。

申請受付については、学校、市担当課ともに受付を行っております。

4. 国保の改善について

- ①保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

回答（保険医療課）

健康保険制度では、医療費等の費用を保険税等で賄うことを原則としています。高齢者が多く加入する国民健康保険においては、医療費が毎年大幅に増加しており、財源の確保に努めています。

平成21年度は、国民健康保険事業において多額の歳入不足が予想され、健全運営策を検討する中で、被保険者の負担に配慮し、一般会計から多額の繰入金を投入して、税率引き上げを回避しました。

保険税は公平な賦課を行う必要がありますが、特に生活困難な一定の要件に該当する世帯に対しては、保険税の減免を行っています。

全国市長会では、「国の責任において国保保険料（税）の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。」という要望を6月3日に国に提出しています。

不況の長期化や雇用情勢の悪化などにより、生活に困窮するかたが増加し、セーフティネットとしての国保の役割は、今後ますます重要になるものと考えています。このため減免制度の拡充については、財源の確保も含め、より効果的な施策を今後も研究していきたいと思っています。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

回答 (保険医療課)

子育て支援の観点から、もっともな提案であるとは思いますが、国民健康保険制度では、加入者の年齢等を考慮せず、一律に均等割の負担を求めており、これに反する不均一な課税は困難であると考えます。

なお、これも全国市長会において、「子育て世帯に対する更なる所得税の減税措置を講じるなど、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。」という要望を国に提出しています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答 (保険医療課)

低所得世帯については、その所得に応じ均等割・平等割の応益割を軽減する制度があります。この低所得世帯軽減は、その経費を県と市が負担することとなっていますので、保険税の税率に直接影響しませんが、減免については、その財源を保険税に転嫁せざるを得ないことから、ご提案内容の減免については今のところ考えていません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答 (保険医療課)

本市の保険税減免の要件としては、前年所得が500万円以下で、当年の所得見込みが250万円以下の方を上限としています。ご提案の要件の方は、本市国保では所得の高い世帯に分類され、賦課限度額に達する場合もあると考えます。保険税の減免を実施するためには、これより少ない所得の方も負担されている保険税に負担を転嫁する必要がありますので、ご提案の減免要件の拡大は今のところ考えていません。

「ウ」「エ」のご提案内容による減免につきましては、多額の財源を必要とするため、今のところ考えていませんが、保険税の減免制度の充実について、今後とも研究してまいりたいと思います。

②保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答（保険医療課）

資格証明書は、法により交付が義務付けられていますので、法に従い適切に交付します。

なお、資格証明書交付対象世帯において、15歳未満の乳幼児、学童、児童に対しては資格証明書を交付せず、有効期限6か月の短期保険証を交付することとされています。

イ. 保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

回答（保険医療課）

短期保険証は、滞納されているかたとの面談の機会を増やし、滞納解消に向けた納付を促すために交付しています。

面談において本人から事情をよく聴き、収納担当部署と調整しながら保険証（正規 or 短期）を交付します。

分納が毎月履行されており、滞納額の減少が確実に見込まれる場合は、正規の保険証に切り替える場合もあります。

ウ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

回答（保険医療課）

法令に従い、生活実態に配慮し適正に実施します。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

回答（保険医療課）

法第44条に基づく一部負担金減免制度については、現在のところ条例・規則等において特に定めていません。

平成21年7月10日付けで、国から、一部負担金減免等の運用に係るモデル事業を今後実施し、その結果を検証したのち、一定の基準が示される旨の通知がありました。

平成22年度には、一部負担金減免の基準及び財源が明らかになるとされており、國のスケジュールに従い、規則等を整備するとともに制度について周知を図っていきたいと考えています。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

回答（福祉課）

利用者の負担軽減措置につきましては、障害者自立支援法の範囲内で実施しているため、市独自で軽減する予定はありません。

- ②市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料をなくして下さい。

回答（福祉課）

地域生活支援事業の利用料につきましては、障害者自立支援法に合わせた利用者負担額を設定しており、更なる減免措置は考えておりません。

- ③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

回答（福祉課）

ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助につきましては、国県補助金での対応を予定しており、現在のところ市単独での補助は、考えておりません。なお、建設用地の提供につきましては、立地条件等が合えば協力していきたいと考えております。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料として下さい。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

回答（健康課）

特定健診については、自己負担は無料となっております。がん検診、歯周疾患検診の自己負担につきましては、約1割から2割程度の低い割合で自己負担をしていただいております。今後は受益者負担の適正化をはかりながら、市民の皆さんのが健康管理していくひとつの手段としての健診のあり方を考えていきたいと思っております。

健診実施期間を通年にすることにつきましては、医療機関の実施協力体制に困難性があることや集中的に受診していただくことによって、受診率を高めることも考えられ、現在4か月間の実施期間とさせていただいております。

また子宮頸がん、乳がん検診のクーポン無料検診につきましては、9月25日～3月31までの6か月間にっております。

- ②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

回答（健康課）

40歳未満の市民を対象とした女性の健康診査においての自己負担無料化につきましても、厳しい財政状況の中、大変困難な状況にあると考えます。受益者負担の適正化をはかりながら、できるだけ受診していただけるような好条件を検討して参りたいと思います。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

回答（健康課）

歯周疾患健診については、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方を対象に実施しております。毎年無料で実施することは、財政状況から大変厳しい状況にございます。自己負担等につきましては、今後検討して参りたいと考えております。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害するとのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

回答（福祉課）

生活保護についての手続き・審査事務については、必要に応じてその効率化に努めつつ、国の基準により実施しています。

②愛知県通知（2008年12月11日）に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

回答（福祉課）

県の文書「ホームレス等に対する適正な保護の適用について（通知）」については、最近の経済情勢、雇用状況から生活保護の相談の増加が予想されることから、従来からなされていることの再認識として通知されたものです。本市においても、その趣旨を十分認識しております。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

回答（福祉課）

本市におきましては、平成20年10月より、生活保護面接相談員を1名雇用し、丁寧、迅速な対応をしております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

回答（保険医療課）

年金制度の在り方について、最低保障年金を含め国民的な議論を行い、適切な見直しを行うよう平成21年6月3日付で、全国市長会を通じて国に要望しています。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

回答（保険医療課）

後期高齢者医療制度については、政権交代により今後どのような制度改正が実施されるか不明です。

国民健康保険への国庫負担増については、平成21年6月3日付で、全国市長会を通じて国に要望しています。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようしてください。

回答（長寿課）

現時点においては、意見書・要望書の提出予定はありませんが、必要に応じ意見を述べていきたいと考えています。

また、介護労働者の待遇の問題に関しては、今年度より介護報酬が3%引き上げられましたが、今後、国の「介護職員待遇改善交付金に係る待遇改善計画」が決定次第、適正な運用を図りたいと考えています。

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

回答（保険医療課）

こども医療費については、無料化制度を創設するよう、各種医療費助成制度等の実施に伴う国庫負担金等の減額措置を廃止するよう、また妊産婦健診については、公費負担の拡充をするよう、平成21年6月3日に全国市長会を通じて国に要望しています。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

回答（秘書課）

要望する予定はありません。

⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

回答（健康課）

現在、本市においても、構成メンバーである一部事務組合の公立瀬戸旭看護専門学校へ負担金を出しておらず、看護師養成に関して積極的にサポートしております。医療が必要な人に、

必要な時、適切な医療が提供されることは大切なことであり、安心した生活を保障することにもつながると認識しておりますが現在のところ、市から直接、国に対して医師・看護師不足解消について要望していく予定はございません。

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

回答（福祉課）

障害者自立支援法の廃止、障害者総合福祉法の制定につきましては、要望の予定はありません。

⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

回答（長寿課）

介護保険を優先することとなりますが、障害者として認定された者については、介護サービスでは補えない部分は障害者施策を実施しています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答（保険医療課）

愛知県の行う福祉医療制度は、あらゆる制度を最大限活用した後になお残る自己負担分を助成する形で進めることとされており、後期高齢者医療制度に加入できる資格のある方につきましては、まずその制度をご利用いただき制度へのご加入をされてから、福祉医療制度をご利用いただくという考え方は、限られた財源の中で行う福祉医療制度の施策としては、当市としても十分に理解出来るところでございます。愛知県においては、全国トップレベルの福祉医療政策を行っており全国的にも類を見ない手厚い施策となっておりますが、後期高齢者医療制度加入を前提とした他の福祉医療との兼ね合いは変更の周知不足などで後期高齢者医療制度へのご加入が任意になっている部分を十分にご理解いただいている部分もあろうかとの観点から、昨年、当市から愛知県市長会を通じ県へ要望したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。今年度同様の要望を行う考えは持っております。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

回答（保険医療課）

近年の急速な高齢化が進展する中におきましては、広く高齢者に対しても応分の負担と給付の公平を求めています。少子高齢化社会の中で当然のことと考えます。その中で

非課税世帯の医療費無料化をまず要望することですが、当市では、非課税世帯の一人暮らし老人に対し医療費助成を市単独で行っております。県においては昨年同制度を削減されたところであり、市からの要望を行う考えを持っておりません。

③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

回答（保険医療課）

政権交代により70歳から74歳の自己負担割合の引上げ凍結がどうなるかは不明のため、1割分の医療費助成については、今のところ県への要望等は考えておりません。なお、平成21年6月3日付で全国市長会において、負担割合の引上げ凍結に伴う高額療養費の負担増に対し財政措置を講じるよう、国に要望しています。

④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

回答（保険医療課）

後期高齢者の健康診査事業は、そもそも広域連合の事業であり、市はその委託をされ、行っているものでございます。市から県へ補助金要望の考えは持っておりません。

⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

回答（保険医療課）

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れています。個々には、要望事項もあるかと思いますが、総じて大きな決断をされたと思っておりますので、これ以上の拡大の要望は行っていく考えはありません。

⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

回答（保険医療課）

医療保険制度については、政権交代により今後どのような制度改正が実施されるか不明ですが、機会をとらえ、補助金等の増額、拡充を要望してまいりたいと思います。

⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

回答（保険医療課）

当市におきましては、平成20年4月から市単独で障害者医療の中に精神障害者に対する医療の助成を加えました。精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者であれば、通院は、精神科においては自立支援医療を使用した後の自己負担分を、他の診療科においては、自己負担分の全額を助成しています。入院は、同じ手帳所持者であれば、精神科の自己負担分を全額補助と改めたほか、他の診療科の入院分も全額助成することといたしました。

- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

回答（福祉課）

利用者の負担軽減措置につきましては、障害者自立支援法の範囲内で実施しているため、早急に県に要望する予定はありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

回答（保険医療課）

後期高齢者の健康診査事業は、そもそも広域連合の事業であり、市はその委託をされ、行っているものでございます。市から県へ補助金要望の考えは持っておりません。

- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。

回答（保険医療課）

低所得者には、十分な減免制度が設けられていると考えておりますので国が定めた減免制度以上に、当市から広域連合へ要望をする考えはありません。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

回答（保険医療課）

督促、催告の手続きをとりながらご本人様にご理解いただくことになりますが、安易に短期保険証を発行することの無いよう努めていきたいと考えております。

- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

回答（保険医療課）

運営協議会ではありませんが、後期高齢者医療審査会という形で県民、被保険者の方が参加できる形になっております。

以上